

令和 2 年度 事業計画

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
【令和２年度事業の運営方針】

令和２年度は、多くの会員が望む行政とのパイプ役としての期待に応えるべく、一歩も二歩も前に出る積極的な事業展開を図っていく。

具体的には、いまだ会員比率が低い機能性表示食品の届出事業者を念頭に、入会しやすい仕組みづくりを進めていくほか、新規の会員事業者相談事業や、新たな会員向けの実務講座の開設などのセミナーの充実に加え、国内外最新情報の提供の充実、さらにはＯＥＭ部会(仮称)の設置など、会員サービスの向上を中心とした新規事業を計画している。

また、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約の策定と公正取引協議会の設置については、令和２年度早々の事業開始をめざし、関係省庁との調整を行いながら、準備を進めていく。

このような新たな事業推進のために事務局組織を改編し業務の効率化を図るとともに、従来の認定健康食品(JHFA)、健康食品GMP、及び安全性自主点検認証など協会の認定認証事業については、健康食品の安全性確保における重要な位置づけとして引き続き実施していく。

具体的な取り組みは以下のとおり。

JHFA認定事業では、規格基準型の品質規格認定制度の運用を昭和61年に開始したが、令和２年度から新たに個別審査型を導入する。規格基準が設定されている現行JHFAの69食品群に該当しない個別製品にも対象を広げることで、JHFAの普及を図り、健康食品の信頼性向上に努める。また、JHFAの根幹とも言える適切な製品設計の実現が、健康食品の安全性確保における重要な要素であることも引き続き周知啓発する。

健康食品GMP認証事業においては、食品衛生法改正で制度化されたHACCPを健康食品事業者が円滑に導入出来るよう、当協会が健康食品GMPの考えを取り入れて作成したHACCP導入手引書の活用を推進する。なお、健康食品GMPは健康食品の特性に適った製造・品質管理手法であるとの認識の下、健康食品GMPについても普及・啓発を引き続き行う。

安全性自主点検認証事業では、認証取得の推進に加えて事業者による自主的な取組を促すための教育・啓発事業、相談業務の拡充を図っていく。また、平成17年通知の見直しが予定されており、その内容を考慮して「健康食品GMPガイドライン」および「安全性自主点検認証登録の手引」の改定に着手する。

機能性表示食品では、制度の施行からまもなく5年となるが、公表数は2,500件を越え、年間の件数としても過去最高を記録するなど、順調に推移し活況を呈している中、令和2年度も引き続き「届出支援事業」及び「分野別相談事業」を継続するとともに、部会活動においては、昨年同様広告部会で準備のもと、第3回目となる広告審査会を開催する。

また、昨年に引き続き、各県の産業支援センター等と連携し、機能性表示食品の届出経験の少ない、或いは、これから届出を目指そうとしている事業者を対象に、制度や届出資料作成全般に関する説明会や相談会を実施する。更に、本年2月に刊行した「機能性表示食品-届出資料作成の手引書-2020」や4月に刊行予定の「詳説 機能性表示食品制度」を通じて、機能性表示食品制度の更なる普及・発展に努める。

特定保健用食品については、事業者の申請支援を行うとともに、消費者庁から委託を受けた疾病リスク低減表示の拡充に関する調査事業の報告に関するフォローアップを行いながら、引き続き制度の活用や課題に取り組む特定保健用食品部の部会活動を支援する。

特定保健用食品広告審査会や広告研修会等については、特定保健用食品公正取引協議会での事業が開始され次第、順次引き継いでいく予定である。

特別用途食品については、当協会から消費者庁への要望活動の成果として、総合栄養食品及びとろみ調整用食品の許可基準の改正、さらに病者用組合せ食品の新規格の導入が令和元年度に行われた。については新規申請を強力に支援する体制として申請プロジェクトを立ち上げるなど、企業に対し積極的に働きかけ、円滑な申請手続をサポートする。また、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」においては、個別評価型病者用食品の許可基準の明確化、新たな規格基準として低栄養・サルコペニア対応食品の検討、えん下困難者用食品の許可基準見直しを柱として今後の要望等を協議する。

最後に、令和2年度から新規会員数の増を図るため、入会時の負担軽減策の導入や、会員のメリットを整理した案内パンフレットの活用、協会自ら非会員事業者へアプローチしていくことによって健康食品業界全体の底上げに繋げることを目指すなど、今までとは違った方策で積極的な新規入会プロモーションを実施していく。

令和 2 年度事業計画

I. 総務部関係

公益財団法人としての機関(理事会、評議員会)運営に関する業務及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援を行う。併せて収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等を行う。

なお、平成 30 年度より会員所属部枠を拡大し 4 部構成として会員が関与できる事業の充実を図っているが、令和元年から将来的な協会組織づくりに向けて、会員・会費体系の変更に関する検討委員会を設置し検討を行った。

結果、令和 2 年度から新たに会員にとってメリットとなる事業の展開と協会の体制強化を図るとともに、会員入会時の負担軽減策として準会員制度を導入して新規会員の獲得を図りながら、ゆくゆくは現在の所属部制による会員体系を見直し、全ての会員が協会事業に同様に参加できるような仕組みを段階的に構築する。

1. 法人組織の運営業務

- ・ 定時評議員会を令和 2 年 6 月に、臨時評議員会を令和 3 年 3 月に開催予定
- ・ 通常理事会を令和 2 年 6 月及び令和 3 年 3 月に、臨時理事会を令和 2 年 7 月に開催予定
- ・ 役員候補者リスト選出委員会を令和 2 年 6 月に開催予定
- ・ 役員候補選出委員会を令和 2 年 6 月に開催予定
- ・ 定時評議員会において理事の改選(任期 2 年)を予定

2. 会員、関連団体に関する業務

- ・ 令和 3 年新春賀詞交歓会を令和 3 年 1 月 13 日(水)に開催予定
- ・ 令和 2 年度協会表彰の実施

3. 公益財団法人の運営

- ・ 内閣府への定期報告(事業計画・予算と事業報告・決算等)、公 4 事業(公正取引協議会事業)の変更認定申請、理事の改選に伴う変更届出を行う。
- ・ 定款及び法令に基づく財務状況、事業内容の公表

4. 収益事業の実施

公益事業の安定的な運営を図るため、当協会建物内の区画の賃貸、2 階・3 階会議室の貸出、及び関係団体事務代行業務の受託を行う。

- ・ 賃貸業務：健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、健康食品産業協議会、及び日本流動食協会(4 団体)
- ・ 事務代行受託業務：健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、FFD、及び日本流動食協会(4 団体)

5. 会計・人事・庶務・職員研修

- ・ 各種委員会委員の委嘱業務、会計・経理業務、各種契約業務、出向職員・実務研修生に関する業務、必要に応じ職員研修の企画開催、その他庶務及び施設管理に関する業務等

6. 九州支部の運営支援

九州支部の事業計画については下記のとおり。

令和2年度九州支部事業計画

1. 九州支部総会の開催

- ・ 通常総会 令和2年4月22日に開催予定
- ・ 臨時総会 令和3年1月20日に開催予定

2. 九州支部運営委員会の開催

- ・ 九州支部の運営及び事業実施の検討のための、支部運営委員会を開催する。年2回の開催を予定。(令和2年4月、及び令和3年1月)

3. 食品保健指導士養成講習会の開催

- ・ 第51期食品保健指導士養成講習会の実施(令和2年7月)

4. 九州支部研修会・セミナーの開催

- ・ 協会の各認定認証事業や、保健機能食品、特別用途食品に関する研修会を開催する。年2回の開催を予定。(令和2年7月、10月)

5. 普及啓発・広報・連携活動

- ・ 九州地区における関連イベントに積極的に参加し、協会事業やJHFA・GMP・安全性認証に関する広報活動を行い、協会・支部会員増、及び健康食品に係わる各種認定取得企業の増を図る為の普及活動を展開する。またそれらの活動を通じた当該地区における健康食品業界の活性化と行政機関及び関連諸団体との連携強化を図るほか、支部の新春賀詞交歓会を開催する。

6. その他

- ・ 九州地区での協会主催による講習会、説明会等の開催に関する協力。

II. 健康食品部関係

1. 認定健康食品(JHFA)マークに関する事業

JHFA マークは当協会が設定した健康食品の品質に係る規格基準(現在69種類の食品群)に適合した製品に付けられる認定マークである。このJHFAの規格基準は、関連事業者からなる専門部会が提出した原案に対する学識経験者による厳しい審議を経て承認後、公示されたものである。JHFA マークの認定審査においては、申請者が提出した製品の配合内容、製造方法、品質などにかかわる検査結果、パッケージなどの資料について審査委員が審議し合否の判定を行っている。昭和61年(1986年)に発足したJHFA マーク制度は高品質の健康食品の証として、消費者の方々による自主的かつ合理的な商品

選択の判断に貢献している。

令和2年度は、規格基準型である現行 JHFA に加えて個別審査型 JHFA を導入する。現行 JHFA については、表示許可状況や最新の表示基準・分析手法と照らし合せて、優先順位の高いものについて規格基準の見直しを行う。合わせて、令和元年度に初めて本格的に実施した消費者の認知度向上に向けた取組（GMP 製品マークと連動）を拡充し、個別審査型とあわせ JHFA 制度の更なる発展を目指す。

なお、改正食品衛生法関連の告示により特別の注意を要する成分等を含む食品について、製造管理（GMP）と原材料・製品の安全性確認が制度化される。健康食品の安全性確保においては JHFA 制度の根幹である適切な製品設計が不可欠であり、JHFA 制度のみならずその考え方の重要性を周知啓発する活動を引続き行っていく。

認定健康食品（JHFA）マーク製品登録数

	2010 年度		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度 (1 月末)
新規	18	---	9	11	21	16	4
総数	458	---	317	307	275	268	217

(1) 認定事業

- ・ 新規申請：5 件（認定健康食品認定審査会：4 回開催）
- ・ 更新申請：43 件（事務局による更新審査 20 回開催）
- ・ 定期検査の変更届の確認：随時

(2) 個別審査型 JHFA の導入【新規】

- ・ 新規申請：5 件
- ・ 個別審査型 JHFA 審査会（仮称）：4 回開催
- ・ 個別審査型 JHFA の説明会開催：東京で 1 回、協会内でセミナーとして 4 回、食品開発展などの展示会会場で 2 回

(3) 既存規格基準の見直し

- ・ 現行 JHFA の規格基準について最新の分析手法や法規制動向と照らし合せて、規格基準の見直しを行う。

(4) 普及啓発

- ・ 協会、認証・認定 3 事業全体、GMP 製品マークと連動した形で普及活動を行う。
- ・ これまでの事業者向け活動を継続するとともに、令和元年度に初めて本格的に取り組んだ消費者向けの活動を加速することで、協会及び認証・認定マークの認知度を向上させる。
- ・ 消費者向けに利便性を考慮した健康食品に関するホームページを新たに設ける。健康食品の一般的内容に加えて、JHFA・GMP・安全性の製品マークの紹介

にも力を入れる。【新規】

- ・ 消費者への認知度向上により、事業者には JHFA マークの製品 PR ツールとしての有用性・表示メリットの再認識を促し、結果として申請意欲の増大に繋げるとともに、認定取得企業との協力など、事業者目線に立った活動も行い、申請増、辞退減少に繋げる。【拡充】

(5) 表示・広告への適切な対応

- ・ 将来的に健康食品の表示・広告部会に発展させることも視野に入れた会員事業者による意見交換の場を設ける。【新規】

2. GMP 製造所認定等に関する事業

GMP とは、製品及び原材料の安全性やより良い品質を担保するために、製品及び原材料の製造管理および品質管理に係る管理指標を設定し、その指標の遵守を審査し認証する制度である。当協会は健康補助食品 GMP 認証事業を平成 17 年（2005 年）に開始し、厚生労働省の支援のもとで運営されている健康食品認証制度協議会より、平成 26 年（2014 年）に健康食品 GMP の第三者認証機関として第 1 号の指定を受けている。

令和 2 年度は、HACCP 制度化への対応として健康食品 GMP の考え方を取り入れて作成した「健康食品製造における HACCP 導入手引書（HACCP に基づく衛生管理）」の普及啓発及び活用促進活動を継続する。一方、同手引書の活用が難しい小規模事業者に対する支援活動にも力を入れる。また、「健康補助食品 GMP ガイドライン」も前回の改定から 5 年目を迎えることから改定に向けた作業を開始する。GMP 製品マークに関しては、令和元年度に初めて本格的に実施した消費者の認知度向上に向けた取組（JHFA マークと連動）を拡充し、GMP 製品マークの増加を目指す。

GMP 認証登録工場数及び製品マーク許可製品数

		2010 年度		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度 (1 月末)
工場	新規	10	---	14	12	14	7	10
	総数	74	---	129	138	129	145	152
製品	新規	19	---	25	25	25	11	15
	総数	52	---	135	136	135	144	141

(1) 工場認定事業

- ・ 認定数
製品 GMP・原材料 GMP：新規 10 工場、更新 55 工場
- ・ 工場認定審査会：12 回開催
- ・ 認定工場のレベルアップ
中間実地調査：105 工場（1 回／年）
GMP 教育セミナーへの参加義務付け：2 名／認定工場／年

(北海道、沖縄及び小規模製造所は1名とする)

(2) 製品マーク認証事業

- ・ 認証数：機能性表示食品以外（新規15件、継続126件）、機能性表示食品（新規15件、継続18件）
- ・ 製品マーク表示審査会：20回開催

(3) GMP 調査員会議

- ・ 調査内容及び判断基準のばらつき是正と調査員の質的向上。健康補助食品GMPガイドラインの改定についても議論する。
- ・ 年2回開催（東京1回、大阪1回）

(4) GMP 推進事業

- ・ 「OEM 部会」の設置【新規】

委受託における問題点とあるべき姿を議論できる場として、部会を設置する。また、崩壊試験の義務化、GMP ガイドラインの改定に向けた議論も行い、これらの円滑な導入に繋げる。

- ・ GMP 初心者向けセミナー【新規】

現状では、申請レベルに達していない企業向けのセミナーを開催し、申請時点でのレベル向上、調査員の負担軽減、申請から認証までの期間短縮に繋げる。

- ・ 「GMP 教育セミナー」

認定工場の管理責任者及び従業員を対象とした実践的なセミナー（最新情勢を含む）。

年5回開催（東京2回、大阪・福岡・静岡各1回）

- ・ 「日健栄協セミナー 安心・安全な健康食品のために～最近のトピックス～」
GMP に限定せず認証・認定3事業の普及・啓発、会員企業社員の視野拡大を図る内容を提供する。

年1回開催（東京）

(5) HACCP の円滑な導入支援

- ・ HACCP 導入手引書活用推進セミナー

GMP を導入していないために、現状の製造管理レベルでは当協会作成の手引書の活用が難しい事業者向けセミナーを2019年度に続き実施する（当協会内で2回開催）。

3. 健康食品安全性自主点検認証に関する事業

健康食品安全性自主点検認証マークは、健康食品の原材料や最終製品の安全性について事業者が実施した自主点検結果を学識経験者からなる審査会が審議し、適正と判定した場合に認められている。自主点検において、申請者は機能発現を意図して使用する（機能性を訴求する）原材料（素材・成分）の食経験情報、健康被害情報、更に安全性に関する学術情報を収集し、追加の安全性試験実施の必要性判断や摂取目安量の設定根拠、

医薬品との相互作用などの注意喚起の必要性判断などを示す必要がある。尚、当協会は厚生労働省の支援のもとで運営されている健康食品認証制度協議会より、第三者認証機関として指定を受けている。

令和 2 年 6 月には改正食品衛生法が施行され、「特別の注意を要する成分等を含む食品」について製造管理（GMP）と原材料・製品の安全性確認が制度化される。こうした状況から健康食品の安全性確保に対する社会的な要求はますます高まると予想される。令和 2 年度は、令和元年度に立ち上げた健康食品事業者向け安全性相談事業、事業者による健康食品の安全性確保の取組みを支援する教育・啓発活動、情報発信活動を拡充する。また、新たな認証制度（本質的安全性確認済みの原材料の受入を確実にする製造所におけるシステム認証）の構築に向けた作業に着手する。

安全性自主点検認証登録原材料及び製品数

		2010 年度		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度 (1 月末)
原材料	新規	62	---	3	3	3	1	1
	総数	62	---	125	111	125	106	80
製品	新規	1	---	0	0	2	0	0
	総数	1	---	11	11	13	13	12

(1) 認証事業（原材料、製品）

- ・ 新規 3 件（原材料 2 件、製品 1 件）
- ・ 更新 32 件（原材料 27 件、製品 5 件）
- ・ 安全性自主点検審査会：5 回開催

(2) 安全性認証登録希望者に対する支援

- ・ 認証登録と自主点検・評価に関する指導等

(3) 健康食品の安全性向上に向けた事業者向け相談事業

- ・ 令和元年度から開始したが、相談の問合せ自体が数例であり、認知度が低いと考えられることから、周知活動にも力を注ぐ。

(4) 健康食品の安全性向上に向けた普及・啓発事業

- ・ 事業者の安全性に関連した情報収集能力向上を図るための実践的セミナーを開催する（7 月～8 月に東京開催、状況に応じ複数回実施する）。また、「特別の注意を要する成分等を含む食品」の告示後は、告示の内容および平成 17 年通知（食安発第 0201003 号）の見直しに関する情報も盛り込む。

4. 事業者向け健康食品相談事業【新規】

健康食品に関して、「事業者向け健康食品いろいろ相談室（仮称）」を開設し、様々な分野及び領域での相談を行うことで、会員企業へのサービス向上と新規会員の獲得を進

める。

「事業者向け健康食品いろいろ相談室」

- ・概要：健康食品業界における初歩的な相談から、GMP やトクホ・機能性表示食品等の専門分野まで幅広く対応する。内容に応じて、協会内外の専門の相談窓口を紹介する。
- ・相談分野： 事業全体、販売、開発、製造、広告、表示、認証・認定、法規制、トクホ、機能性表示食品など
- ・相談員： 健康食品全体の知識があるもの、行政経験があるもの、企業での事業経験があるもの等の数人で構成する。
- ・相談資格： 協会会員は無料で相談可能とする。非会員企業についても有料で相談可能とする。

Ⅲ. 機能性食品部関係

機能性食品部では、会員・非会員を問わず事業者の届出資料の作成を支援する「届出支援事業」と、届出に関する専門的な相談に対応する「分野別専門相談事業」、また、平成 30 年度からはチェックリストを使って届出資料一式を点検する「届出資料事前点検事業」を行ってきた。昨年度は更に、消費者庁の事務連絡を受けて「届出後の分析状況公開サイト」も立ち上げ、届出資料検討部会においては平成 29 年 3 月に刊行した届出資料作成の手引書の改定を行い、2 月末に刊行した。また、広告の適正化に向けて機能性表示食品の広告審査会も第 2 回目を開催した。中小企業向けの支援として、昨年度は全国各地に出向いて説明会・相談会を開催したが、今年度も引き続き各県の産業支援センター等と連携して実施する。更に、特定保健用食品での取り組みを活用して、機能性表示食品の公正競争規約策定に向け検討を進める。

1. 機能性表示食品の届出支援

機能性表示食品の届出を希望する事業者の届出資料の作成について、機能性、安全性、製造工程、品質管理、容器包装表示に関する支援を行う。特に、機能性については、事業者や団体に代わって研究レビューを実施する。

＜届出支援件数＞

年度	会員	一般
平成 27 年	9	11*
平成 28 年	4	0
平成 29 年	0	4*
平成 30 年	0	2*
平成 31 年／令和 1 年（12 月まで）	1	5*
令和 2 年（予定）	3	

*：農件機構からの受託分を含む

2. 機能性表示食品の分野別専門相談

機能性表示食品の届出について、分野別（機能性、安全性、容器包装表示、製造工程管理等）の専門相談を受け付けている。今年度からは、これに広告に関する相談も加える予定である。

<専門相談件数>

年度	会員	一般
平成 27 年	1 0 4	6 2
平成 28 年	9 9	3 0
平成 29 年	1 1 6	1 2
平成 30 年	8 1	1 3
平成 31 年／令和 1 年（12 月まで）	4 3	1 2
令和 2 年（予定）	1 0 0	

3. 機能性表示食品の届出資料の事前点検事業

平成 30 年度 5 月より立ち上げた事業であるが、昨年度は受付件数が伸びなかった。今年度は更に広く呼びかけ、件数を増やしていく。

<事前点検件数>

年度	件数
平成 30 年	7
平成 31 年／令和 1 年（12 月まで）	3
令和 2 年（予定）	1 0

4. 広告部会

機能性表示食品の広告に関して、昨年度と同様に広告部会を毎月開催する。予備審査を経て、改正後の「機能性表示食品適正広告自主基準」を用いて、今年度は広告審査会を年 1 回実施する。

5. 届出後の分析状況公開サイトの運用

消費者庁より、届出後の分析実施状況を公表することが強く求められている。昨年度、協会独自に分析結果の公開サイトをホームページ上に開設したが、今年度は、更に届出事業者が利用しやすいように環境を整える。

<公開事業者数・製品数>

年度	事業者数	製品数
平成 31 年／令和 1 年	9	5 1

令和2年（予定）	20	100
----------	----	-----

6. 機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施

機能性表示食品の届出経験がないか或いは少ない全国の中小企業を中心に、当協会の関連事業の紹介・利用促進を目的として、説明会・相談会を実施しアドバイスをを行う。（5都市5回）

<全国説明会・相談会実施回数>

年度	回数
平成31年／令和1年（12月まで）	1
令和2年（予定）	5

7. 会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及

（1）機能性表示食品-届出資料作成の手引書-2020の普及

機能性表示食品の届出を目指す事業者等を対象に、消費者庁のガイドラインの内容を分かりやすく解説したものを2016年に刊行したが、その後のガイドライン改正の内容を盛り込んだ新版を普及する。

（2）「詳説 機能性表示食品制度」の刊行【新規】

機能性食品制度が施行されて5年が経過し、一区切りとして、制度の解説書を4月に発刊する。当協会も大きく関わった制度施行までの変遷、制度施行後の動向、当協会における支援活動に加え、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の解説もとりまとめた。届出業者だけではなく、広く一般の方々にも広めていく。

（3）機能性表示食品制度に関する情報の提供

消費者庁及び健康食品産業協議会等の関連団体と連携し、セミナー等を通じて機能性表示食品制度に関する情報の提供を行う。

（4）機能性表示食品担当者意見交換会

消費者庁と当協会も含む業界団体とで、毎月開催されている機能性表示食品の担当者会議において、本年度も制度の課題について意見を交換する。特に、ガイドライン改正やQ&A案、届出資料の事前点検や届出後の分析実施状況公表のあり方などについて議論を深めていく。

IV. 特定保健用食品部関係

1. 特定保健用食品の申請支援

①事業者に対する申請支援

- ・事業者の特定保健用食品申請に対する支援として、商品の企画・開発・申請・変更などにおける制度上の疑問についての《相談》、審査申請書や変更届の《申請チェック》、アドバイス《事務指導》を行う。令和元年度（令和2年1月末現在）の実績は下表のとおり。

表 特定保健用食品申請支援の実績（件数）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
件数						
相談	62	23	32	22	13	11
申請チェック	21	11	19	16	6	2
事務指導	4	2	6	6	4	1

②申請マスキング資料の閲覧・複写システムの運用

- ・申請経験の少ない企業への支援として、会員企業から提供いただいたマスキング済みの申請資料の閲覧と複写サービスを行う。昨年度は企業の協力を得て資料の充実を図った。令和元年度（令和2年1月末現在）の資料閲覧の実績は下表のとおり。

表 マスキング資料閲覧実績（件数）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
件数						
マスキング資料閲覧	12	13	6	4	4	3

2. 特定保健用食品講習会及び説明会の実施

- ・特定保健用食品の開発や申請業務の参考となるように、審査・申請の実際や実務、開発と許可取得実例、成分分析法などに関する講演と、専門部会活動の報告を加えた講習会を東京・大阪で開催する。
- ・「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業」で得たデータの活用を図るとともに、制度の活用を働きかける説明会を開催する。
- ・行政通知改正などに対応するための説明会を必要に応じて開催する。

3. 「特定保健用食品広告審査会」の開催と運営

- ・広告審査会：テレビ、新聞、雑誌における特定保健用食品の広告を対象として、広告部会による予備審査を行い、第三者委員4名を含む7名の審査委員による広告審査会を開催しており、引続き今年度前半は第12回の広告審査会を実施する。

- ・審査結果は事業者には通知するとともに公表する。
- ・消費者庁、消費者委員会、厚生労働省の関係部署に審査結果を説明し、意見交換を行い、より適正な広告審査をめざす。

4. 専門部会（技術部会、広告部会）活動の推進

①専門部会活動の支援

- ・各専門部会の活動について、会議開催や関連情報提供、活動成果の発行などにより事務局として支援する。
- ・関係行政との意見交換を図り、専門部会が提起した課題の解決を支援する。
- ・学会等における専門部会活動の成果の発表を支援する。
- ・改訂版開発・申請マニュアル、安全性新知見等報告ガイダンスを発行する。
- ・活動報告書「特定保健用食品ありかた 20」を発行する。

②専門部会の課題

- ・特定保健用食品制度に関する今後の課題、目標を考えるための活動に取り組む。
- ・技術部会：特定保健用食品制度の活性化、拡大（疾病リスク低減表示拡充、審査手続きの「迅速化」と「みえる化」、安全性、審査結果の調査と解析、他）に取り組む。
- ・広告部会：広告審査会に関連する内容を含め、今年度後半から広告部会の活動を「特定保健用食品公正取引協議会」の専門部会活動へ移行するための取り組みを行う。
- ・〔トクホ〕ごあんないの活用検討、学会発表等により制度の普及を図る。

5. 普及啓発活動

①〔トクホ〕ごあんない【2020 版】の作成と活用

特定保健用食品普及のツールとしてさらなる活用を図る。

- ##### ②食品保健指導士養成講習会における講演、地方自治体・団体や大学などからの依頼による特定保健用食品の制度や適切な使用の説明等に関するセミナーを行い、普及・啓発に努める。

6. 2020 年度市場規模調査の実施 （2013 年度から毎年実施）

V. 栄養食品部関係

1. 特別用途食品の申請支援（事業者への申請支援の強化）

昨年度は当協会から消費者庁に対する要望活動の成果により、関連通知の全部改正が行われ、①総合栄養食品の許可基準見直し、②とろみ調整用食品の規格試験見直し、③病者用組合せ食品の新規規格基準が導入され、申請環境が改善された。

については申請支援事業である「個別申請相談」、「申請書チェック」に加え、令和元年11月に立ち上げた「とろみ調整用食品申請プロジェクト」を継続し、申請希望企業を強力に支援する。

また、新規規格基準である病者用組合せ食品の申請に取り組む企業については、会員でない企業を含め申請支援事業の広報を行うなど、協会事業の普及啓発を行う。

表 特別用途食品申請支援の実績（件数）

内容	平 27	平 28	平 29	平 30	令和元年
申請相談	4	2	1	1	3
申請書チェック	0	0	1	0	0

令和2年2月現在

2. 栄養機能食品の製品企画に関する相談

栄養機能食品（栄養強調表示をする食品等を含む）の製品企画等に関する相談事業を行う。

3. 「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動

標記研究会は、特別用途食品の積極的な活用と供給を目的に、特別用途食品制度の課題や今後のあり方を調査・研究し、制度を活性化することを目指している。研究会の主たる構成員は日本流動食協会または日本メディカルニュートリション協議会の加盟企業であり、これら関連団体と連携を強化しながら幹事会と各分科会とを運営する。

（1）幹事会

日本流動食協会及び日本メディカルニュートリション協議会の役員及び当協会理事長を始めとする関係職員による幹事会を開催し、活動総括や重要事項の意思決定、新たな課題等への取り組み、経済的優遇措置検討に関する情報収集等を行う。

（2）各分科会

- ・「総合栄養食品分科会」は、許可基準改正に伴う新規申請を推進するとともに、「低栄養高齢者食品」と「サルコペニア対応の栄養食品」の規格基準案の策定に取り組む。
- ・「えん下困難者用食品分科会」は、えん下困難者用食品の許可基準について、表示に関する改善案を検討し、規格改定要望につなげる。
- ・昨年度新たに立ち上げた「個別評価型病者用食品分科会」は、今後の要望等を

協議するため、治療用食品の使用状況と特別用途食品の認知度に関するアンケート調査、および海外制度の調査を実施する。

4. 特別用途食品制度の普及活動

関連通知が全部改正されたことから、特別用途食品制度等に関する研修会を行う。今年度においては、①規格基準見直しや新規規格基準に関する説明、②個別評価型病者用食品になり得る製品の臨床現場での使用状況等をテーマとして内容を検討する。

5. 「日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」「日本栄養支援支援配食事業協議会」等関連団体との連携強化

総合栄養食品をはじめとする濃厚流動食製造企業等が所属する「日本流動食協会」、低たんぱく質食品やえん下困難者用食品製造企業等が所属する「日本メディカルニュートリション協議会」、病者用組合せ食品を含む弁当など配食事業関連企業等が所属する「日本栄養支援配食事業協議会」と連携を図り、特別用途食品制度の活性化に関する情報共有及び連携を図る。

6. 日本流動食協会からの受託事業

標記団体からの受託事業として、会議開催、連絡調整、濃厚流動食の年間生産量調査等を行う。

7. 特別用途食品、栄養機能食品等に関する情報の収集

特別用途食品と栄養機能食品、その他医療用食品等に関する情報を収集し、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」にて活用するとともに、メールマガジン等により会員企業への情報発信に努める。

VI. 学術情報部関係

1. 学術誌の発刊事業

「健康・栄養食品研究」は保健機能食品、健康食品、特別用途食品等の、有効性・安全性等の研究論文を掲載する査読付き学術誌として、オープンアクセスのオンラインジャーナルとして発行している。

投稿に対して非掲載となる率が高いため、投稿数の増加をはかる。

学術誌発刊実績

	平成 23 年度	平成 24～27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1 月末)
掲載論文数	3	休刊	2	2	0	1

(1) 編集委員会の開催

(2) 学術誌

- ・ 既掲載分をまとめた冊子体の作成

- ・ 協会ホームページ掲載と同時に J-STAGE へ掲載

2. 健康食品相談業務の実施

一般消費者を対象とした健康食品に対する電話相談業務を行っており、年間 300 件程度の相談に対応しているが、成分内容、効果、摂取量、飲み合わせについての相談事例が多い。開設時間：月～金曜日の午後 1 時～4 時（休日を除く）。今年度は、これまでの相談内容や対応内容を吟味し、相談受付体制の再構築と相談内容の活用促進を図る。

電話相談件数実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1 月末)
件数	127	148	245	352	310	250

(1) 相談受付体制の再構築【拡充】

- ・ ホームページ上での相談受付への移行の検討
- ・ 地方自治体の消費生活センターとの役割分担の明確化
- ・ 担当者が対応すべき相談内容（カテゴリー）の種別の明確化

(2) 相談内容の活用促進【拡充】

- ・ 厚生労働省、消費者庁、国民生活センターとの情報共有
- ・ 必要と判断した場合の企業への情報提供や注意喚起（相談者の個人情報には配慮）

3. 健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信

- (1) 当協会会員の事業活動に役立つ健康食品等に係る国内外の有用・重要情報を収集し、会員にタイムリーに提供する。【拡充】
- (2) CODEX の栄養・特殊用途食品部会、食品表示部会などの会議結果、FDA からの健康食品関連通知は引続き会員に発信する。

4. 食品保健指導士の養成に係る事業

食品保健指導士養成講習会を東京と福岡で各 1 回開催する。福岡については九州支部主体で開催する。

各方面へ食品保健指導士養成講習会の積極的な広報活動を行い、受講者の増に努める。

食品保健指導士養成講習会受講者

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受講者数	45	42	32	26	24

- ・ 食品保健指導士養成講習会を 2 回開催

第 51 期講習会（福岡：九州支部）令和 2 年 7 月 31 日～8 月 3 日（予定）

第 52 期講習会（東京）令和 2 年 10 月 21 日～24 日（予定）

- ・ 食品保健指導士修了評価認定試験を 2 回実施
食品保健指導士養成講習会受講修了者に対し、修了評価試験を第 42 回、第 43 回と実施する。
- ・ 令和 3 年 3 月 31 日に有効期限を迎える食品保健指導士の資格更新手続き（対象者 130 名）
- ・ 食品保健指導士フォローアップ講習会（日本食品保健指導士会委託事業）
食品保健指導士資格更新単位取得のための講習会を日本食品保健指導士会に委託し 5 回実施する。

VII. 渉外広報室関係

1. 普及・啓発活動

(1) 会員向け普及・啓発

① 新規・拡大事業の紹介及び普及【新規】

会員・会費検討委員会の提言を受け実施する、新規・拡大事業の紹介及び普及に取り組む。

② 「協会マーク」の普及【拡充】

会員に自社の広告宣伝や、名刺、封筒、ホームページ等で令和元年に作成した「協会マーク」の積極的な活用を推奨する。

(2) 関係事業者向け普及・啓発

① 新規会員勧誘プロモーション活動【新規】

新規に作成した入会案内パンフレットを活用し、機能性表示食品届出事業者、GMP 製品マーク取得事業者、GMP 工場に製造を委託している事業者、その他の健康食品取扱事業者を対象とした「新規会員獲得に向けたプロジェクト」を始動させる。

② 展示会出展

会員外の事業者、一般消費者に協会の新規・拡大事業を知ってもらうために、展示会で積極的な PR を行う。

◆ ifia/HFE JAPAN2020 主催：食品化学新聞社（4/22～24）

◆ 食品開発展 主催：UBM メディア（11/2～4）等

(3) 消費者向け普及・啓発

① ホームページの運用【拡充】

ホームページのアクセス数等を調査・解析し、それらを反映した内容の充実を図る。

② 講師の派遣

保健所、消費生活センター、市町村地域食生活推進委員会等からのセミナー・講演会への講師派遣依頼に対応

③会員・賛助会員と一体となった広報活動の推進

当協会主催のセミナー・講習会会場での会員企業の展示による情報発信活動

2. 情報の提供

協会会員への情報提供として、定期的に発信しているメールマガジン、ホームページの運用を継続的に行う。

メールマガジンについては、従来のイベント等のお知らせ、行政・業界の動向や、協会の取組み・考え方等に関する情報等をより一層充実させ、迅速に発信する。

(1) 会員への情報発信【拡充】

①メールマガジンの発行（定期便：2回/月、臨時便：緊急性に応じ随時）

セミナー・講習会の案内、行政・業界の動向、協会の取組みや考え方、事業全般等をメルマガ配信で情報提供

②ホームページの改訂

「消費者向けのページ」の改訂【拡充】（再掲）

協会の認証事業（JHFA、GMP、安全性）を中心に分かりやすく解説し、マークの認知度の向上を図る。

③会員専用ページの運用

会員にとって有益な情報を会員専用ページに積極的に掲載する。

(2) 報道関係への対応

①迅速なニュースリリースの発信

②メディア懇談会の開催（一般紙・業界紙）（年2回開催予定）

協会の事業内容について、メディアを通して、企業・一般消費者にも理解を促し、協会の認知度を高める。マスコミを活用し、新協会マーク及び、4月からの新規・拡大事業の普及啓発に努める。

3. 各種（拡充）セミナーの充実【拡充】

トップセミナー開催を毎年恒例化することに加え、新人向け業界基礎講座・中堅向け実務講座を新たにスタートさせるほか、従来から行っているセミナーを含め、年間スケジュールを作成し、会員が計画的に参加できるシステムとする。

4. 行政機関及び諸団体との連携強化

(1) 内閣府、厚生労働省、消費者庁、農林水産省、経済産業省、消費者委員会、消費者団体等との情報交換

(2) 関連団体との共催等によるセミナーの開催

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会、公益社団法人日本広告審査機構他

VIII. 特定保健用食品公正取引協議会関係

当協会では、平成 19 年に特定保健用食品適正広告自主基準を制定し、平成 25 年より特定保健用食品広告審査会と特定保健用食品広告部会を設置して、会員事業者の表示広告の審査を行ってきた。審査の結果、基準の適合性に疑問のある事業者には改善を促す一方、消費者庁等への報告を行うなど、特保の表示広告の改善に向けて活動してきた。

しかし、適正広告自主基準は法的に位置づけられていないため、運用には限界があったことから、今般、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約を制定するとともに、運営するための特定保健用食品公正取引協議会を設置し、下記の事業を新たに 4 番目の公益事業として行う。

現在、公正競争規約及び施行規則等は、消費者庁によるパブリックコメントの募集中で、令和 2 年度に入ってから消費者庁及び公正取引委員会により認定を受けて制定される予定である。なお、公正競争規約及び施行規則等の認定後、内閣府へ公益事業の変更認定申請を行い、公 4 事業としての認定がなされ次第、公正取引協議会の事業を開始することとしたい。

1. 公正取引協議会の運営

- ・ 公正取引協議会設立総会の開催
- ・ 公正取引協議会運営委員会の開催

2. 公正競争規約及び施行規則等の運用

- ・ 特保広告審査会の開催とフォローアップ
- ・ 規約の遵守状況の調査、及び違反に対する措置
- ・ 特保広告専門部会の開催、運営
- ・ 特保公正マークの審査、付与

3. 普及、啓発、広報活動

- ・ 公正取引協議会のホームページ作成
- ・ 公正取引協議会会員の入会促進活動
- ・ 特保広告研修会の開催
- ・ 公正取引協議会事業案内パンフレットの作成
- ・ 消費者への普及啓発コンテンツの作成

4. 指導、相談事業

- ・ 特保の表示広告等に関する協議会会員の相談窓口の設置
- ・ 消費者からの意見、苦情、相談窓口の設置